秋山　憲名　大屋　章彦　齋藤　政市
橋口　邦夫　山口　寛　新家　康弘　萩野谷英夫

瑞宝双光章を授ける（各通）　田根　實夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月五日）
坂口　幹雄　猿渡　啓司
末増　義廣　宮崎　弘規
（東京大学名誉教授）　藤野　陽三
瑞宝重光章を授ける
浅香　一郎　小倉　篤郎
鬼塚　英文　重　榮人　高山　與一
橋爪　強　畠山　悦夫　塙　謙
平井　克明　保木元幸一　細畑　敏郎
若友　弘子
瑞宝双光章を授ける（各通）　河村　憲明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月六日）
石岡　禮三　田中　勲
瑞宝双光章を授ける（各通）
川村　良悦　前田　倫昌
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月七日）

瑞宝双光章を授ける（六月九日）
（警視監）
瑞宝小綬章を授ける（六月十二日）
（在本邦アメリカ合衆国大使館付国防武官兼海軍武官）アメリカ合衆国海軍大佐　ダニエル・エリオット・フィリオン
旭日中綬章を贈与する（七月三日）

皇室事項

信任状捧呈式

七月九日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ナミビア特命全権大使ロシナ・ホアベスの信任状捧呈式を行われた。
七月九日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在エストニア特命全権大使アンドレス・ウンガの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年七月十三日　関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	百三十九号
㈢ 占用を制限する区域	大月市大月二丁目字関屋六六二番四から同市駒橋二丁目字仲下四四二番一まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年七月十四日
㈦ 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

公告

諸事項

勝瓜口土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、栃木県及び茨城県の区域の一部を地区とし、栃木県真岡市に事務所を有する勝瓜口土地改良区から申請のあった定款変更は、令和８年６月23日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。
令和８年７月13日　関東農政局長　菅家　秀人

大丸用水土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、東京都及び神奈川県の区域の一部を地区とし、東京都稲城市に事務所を有する大丸用水土地改良区から申請のあった定款変更は、令和８年６月23日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。
令和８年７月13日　関東農政局長　菅家　秀人

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告